

○日本育英会奨学金返還免除規程運用方針

平成14年9月30日

達第1052号

(趣旨)

第1条 日本育英会奨学金返還免除規程（以下「返還免除規程」という。）第23条の規定に基づき、奨学金返還免除に関する取扱については、この運用方針の定めるところによる。

(期間の計算)

第2条 返還免除規程第3条第1項に規定する「大学院を卒業し、又は退学した日」とは、次に定める日をいう。

(1) 大学院を卒業又は退学した日の属する月の末日(次号に該当する場合を除く。)

(2) 修士課程（博士前期課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む。以下同じ。）を卒業又は退学した日から1年未満の間に博士課程（博士後期課程及び一貫制博士課程前期相当分を除く。以下同じ。）に入学したときは、博士課程を卒業又は退学した日の属する月の末日

2 返還免除規程第3条第1項、第2項及び第3項に規定する職に就く期限（1年以内、4年以内、12月以内）の末日は、それぞれ当該期間が経過する月の翌月の1日とする。

3 大学院を月の途中で卒業又は退学し、その月のうちに免除職（返還免除規程第3条第5項に規定する職（以下「免除職」という。）に就いたときは、就職した月の翌月の1日に就職したものとみなす。

4 大学院を卒業又は退学する前に免除職に就いたときは、大学院を卒業又は退学した月の翌月の1日に就職したものとみなす。

(準ずる職員)

第3条 返還免除規程第3条第2項第1号に規定する「これらに準ずる職員」とは、次により認定するものとする。

(1) 大学又は大学共同利用機関の職員（非常勤講師を含む。）であって、当該職員の職務に関する規定が勤務する大学の規則等に整備されているもの

(2) 勤務する大学又は大学共同利用機関における有給の職員であって、給与規定等が定められているもの

(免除職)

第4条 免除職には、次に掲げる職を含む。

(1) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年6月4日法律第65号）に基づく任期付研究員の職

(2) 育児休業等の代替による期限付任用の教諭、養護教諭又は講師（その勤務する学校の教諭になるに必要な資格を有するものに限る。）の職

(3) 返還免除規程第3条第5項第6号に規定する文部科学大臣が指定する試験所、研究所又は文教施設に勤務する技官、技師、主事等であって研究職俸給表の適用

を受ける職

(指定研究所等に指定前に就職した場合)

第5条 大学院の第一種奨学生であった者が、返還免除規程第3条第1項、第2項及び第3項に規定する期限まで、試験所、研究所又は文教施設（以下「試験所等」という。）に就職し引き続き在職しているときに、その試験所等が同条第5項第6号に規定する指定研究所等の指定を受けたときは、試験所等への就職の日から指定の日までの間に返還期日が到来した割賦金の合計額を返還すれば、指定日から2年以内に免除職就職届を提出することができる。

(在職期間の計算)

第6条 返還免除規程第7条第1項の規定に基づいて在職期間の計算をするときは、次の各号によるものとする。

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月15日法律76号）に規定する育児休業、介護休業等の期間は在職として計算する。
- (2) 返還免除規程第8条第1項の規定に基づき第一種奨学金の額を合算する場合は、最終の大学院を卒業し又は退学した後、免除職に就職した時点から在職期間の計算をする。
- (3) 次の場合は、修士課程の在職期間と博士課程の在職期間をそれぞれ個別に計算する。
 - ア 修士課程を卒業又は退学後に免除職に就き、その後に免除職を中断して博士課程へ進学し、博士課程を卒業又は退学後に免除職に復帰したとき。
 - イ 修士課程在学中に免除職に就き、免除職に在職したまま博士課程へ進学し、博士課程を卒業又は退学したとき。
 - ウ 修士課程を卒業後、博士課程へ進学し博士課程在学中に免除職に就職したとき。

(返還免除の願出)

第7条 奨学生又は奨学生であった者が死亡した場合において、相続人及び連帯保証人の全てが死亡又は行方不明であるため奨学金返還免除願の提出を期待することができないと認められるときは、本会がその事実を証する次の証拠書類を整えることにより、奨学金返還免除願が提出されたものとみなすことができる。

- (1) 相続人及び連帯保証人が死亡のときは、戸籍抄本又は個人事項証明書若しくは住民票
- (2) 相続人及び連帯保証人が行方不明のときは、本籍地役場又は旧居住地役場若しくは関係先に対する照会の回答文書

(免除職在職中の者の既納返還金)

第8条 特別猶予を受けた者が特別猶予期間中に返還を行った後に特別免除を受けた場合には、当該特別猶予中に行った既納返還金を返金することができる。

(免除職在職中の届)

第9条 返還免除規程第3条第5項第1号及び第2号に定める講師の職又は返還免除規程施行細則第1条各号に定める職（返還免除規程第3条第5項各号に定める職に該当しないものに限る。）に従事して特別猶予を受けている者は、返還免除規程第16条第1項の規定にかかわらず、免除職就職届を提出したときから1年ごとに免除職在職届を本会に提出するものとする。

（願書又は届書の証明等）

第10条 返還免除規程別表第2中の学校長による証明については（当該学校における職務分担に応じて）理事長，学部長，部課長，園長又は分校主事による証明をもってこれに代えることができる。

2 返還免除規程施行細則第1条各号に定める職（返還免除規程第3条第5項各号に定める職に該当しないものに限る。）に就いた者が提出する願書又は届書の証明は、採用先の所属長による証明をもってこれに代えることができる。この場合において、免除職就業証明書の証明は、学部長，所属長による証明をもってこれに代えることができる。

（辞令の写しの添付）

第11条 返還免除規程第14条の規定により免除職就職届を提出する場合及び返還免除規程第15条の規定にかかわる返還免除規程施行細則第1条各号に定める職に異動したときに免除職異動届を提出する場合においては、「辞令」の写しを添付するものとする。

（特別の事由）

第12条 返還免除規程第21条に規定する「特別の事由」とは、傷病，災害，郵便物の不着，その他やむを得ないと認められる事由とする。この場合においては、返還免除規程第14条に基づく奨学金返還特別免除願にその事実を証する書類を添付するものとする。

（特別猶予失格の取消）

第13条 免除職の在職期間が5年未満のため特別猶予を失格となった者が、失格の日から1年以内に免除職に再就職し、特別猶予の願い出を行ったときは、失格を取り消すことができる。

附 則

この運用方針は、平成14年9月30日から施行する。